

## 周辺事態措置法案等の衆議院可決に抗議し、廃案を求める声明

一九九九年四月二十七日 民主主義科学者協会法律部会理事長 小田中聰樹

民主主義科学者協会法律部会は、一九九八年十月八日の会員総会において「周辺事態措置法案等に反対し、廃案を求める声明」を採択し、内外に発表した。この声明において批判した内閣提出の周辺事態措置法案、自衛隊法改定案、日米物品役務相互提供協定（ACSA）改定国会承認案の三件（以下「指針関連法案」という。）は、本年二月十六日に衆議院に設置された「日米防衛協力のための指針に関する特別委員会」（以下「特別委員会」という。）において審議されていたが、昨日二十六日の特別委員会において、周辺事態措置法案については一部修正ののち自民党・自由党・公明の三会派の賛成で、また他の二件については原案のまま民主党も賛成して可決され、本日衆議院本会議を通過して参議院に送られた。

このような事態は、私たちの先の声明の批判に答えていないばかりか、修正の手續及び内容においていっそう重大な問題を含むものであるので、先の声明を踏まえ理事長として緊急に声明を発表する。

第一に、指針関連法案には、憲法上の疑義を始めとして多くの疑問、懸念、不明確さがあり、世論も徐々に関心と不安を高めてきていた。ところが衆議院での審議はこれらに答えるには極めて不十分であり、審議・解明すべき多数の問題点が残されたままである。にもかかわらず急いで本日衆議院を通過させたのは、本月二十九日から予定されている小渕首相の訪米に間に合わせるためだということが、政府・与党からも公然と語られている。

日本の進路を決する重大な法案の審議日程が、首相の訪米日程を所与の前提としてご都合主義的に組み立てられるという事態は、独立主権国家にあるまじきことである。

第二に、周辺事態措置法案に対する修正案は、同法案の根幹に関わる重大な修正が含まれているにもかかわらず、特別委員会での審議はほとんどなされなかった。この修正案は、本月二十三日に自民党・自由党間で合意されたものをもとに、本月二十五日に自民・自由・公明三党間で合意されたものであるが、それが正規の提案として特別委員会に提出されたのは昨日二十六日のことであった。ところがこの重大な修正案は、同日行われたわずか三時間の「しめくり総括質疑」の場で形式的に「審議」されたにすぎない。

このことは議会制民主主義の蹂躪であり、とうてい容認できない。しかも特別委員会理事会は多数決により、修正案の内容も定かでなかった本月二十三日の段階で採決日をすでに決定していた。これも本末転倒の審議ルール破壊である。

第三に、周辺事態措置法案は、修正されたことにより、かえってさまざまな問題点を露呈することになった。

すなわち、(1)法案原案から「船舶検査活動」を削除するとの修正により、関係条項が削除されたため、法案はその骨格を大きく変え、外見上も新法に等しくなった。

しかし、そうであるなら、条項相互の関連も含めて慎重な審議をあらためて必要とする。

(2)周辺事態の定義に、「放置すれば、我が国への直接の武力行使に至る恐れのある事態等」という例示規定を付加するとの修正は、政府・自民党の従来の説明からしても、法案の性格を根本的に変えることになる。

なぜなら、政府・自民党はこれまで「日本国憲法の許容する自衛権の行使は個別的自衛権に限定されており、他国の自衛権行使に共同する集団的自衛権の行使は違憲となる」としてきたため、他国間の武力紛争を想定した「周辺事態」に際しての米軍支援も自衛権行使の問題ではないとしてきた。ところがこの修正により、「周辺事態」においても「我が国への直接の武力行使に至る恐れ」を要件に軍事的対処を行うことになり、「集団的自衛権の行使」に法的筋道を開くことになるのである。

(3)かねてから批判のあった脆弱な国会関与については、自衛隊が実施する後方地域支援及び後方地域搜索救助活動についてのみ「原則として国会の事前承認、但し緊急の場合は速やかな事後承認」と修正されただけで、基本計画は原案通り「国会への事後報告」のみである。

しかし、そもそも「周辺事態」が「緊急の場合」とされる可能性が大であることに鑑みれば、自衛隊出動自体への国会による立憲的統制は依然として脆弱なままである。しかも、平和主義原則はもとより、地方自治や国民の権利義務にも重大な影響のある基本計画の決定は、ついに国会の統制を受けることがないままにされている。

(4)自衛隊による「武器の使用」については、後方地域搜索救助活動に限定していた原案をむしろ拡大し、後方地域支援においても認める修正がなされた。

この修正により、「後方地域支援は戦闘地域と一線を画した後方地域であるがゆえに安全であるから、武器の使用は定める必要がない」としてきた政府・自民党の説明は崩れたことになるが、このこともまた法案の性格を一変させるものである。

第四に、審議・解明すべき重大な事柄であるにも拘らず残されたままの問題点があまりに多い。

例えば、自衛隊による「邦人等の輸送」の強化を内容とする自衛隊法改定案は、艦船・ヘリの投入と武器使用規定の新設により、一切の国会関与なき自衛隊の本格的海外出動を可能とする改定案であるが、ほとんど審議されていない。また、日米物品役務相互提供協定改定国会承認案についても同様である。

さらに、周辺事態措置法案についても、「後方地域支援」とは敵性を帯びた「兵站支援」ではないかとの疑問に対し説得的な説明がまったくなされていない。

「自治体協力・国民協力」の点についても、その内容、手続のいずれもが不透明なままである。政府は本月二十三日になってようやく「自治体・民間の具体的協力項目例」を示したが、その審議も一切なされないまま、衆議院で可決されてしまった。

そもそも国権の最高機関であり唯一の立法機関である国会は、この重大な指針関連法案を徹底的に審議し、国民とともに、平和憲法に立脚しつつ日本の正しい進路を選択しなければならない。

私たちは、右の観点に立ち、衆議院の杜撰な審議と審議ぬきの修正案可決とに対し強く抗議するとともに、参議院が二院制の趣旨を生かし、良識と理性をもって徹底審議するよう求める。

私たちは、本日衆議院で修正可決された指針関連法案が、憲法上の疑義と国民的不安をなんら解消するものではなく、かえって新たな疑義と不安を付加するものであることについて、法学者の良心に基づき強く指摘し、指針関連法案の廃案をあらためて要求するものである。